

令和 7 年度電子黒板更新業務  
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 令和 7 年度から令和 12 年度にかけて使用する、電子黒板更新業務について、公募型プロポーザル方式による導入候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、電子黒板更新業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 企画提案内容の評価
- (2) 導入候補者の選定
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び 3 人の委員で構成する。

- 2 委員長は教育部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は市内中学校長をもって充てる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 学校教育課長
- (3) 市内中学校長又は義務教育学校長（1 名）
- (4) 市長部局の職員（1 名）
- (5) 学校教育課指導主事（1 名）

(任期)

第 4 条 委員の任期は最初に招集される委員会の会議の日から、導入業者が決定するまでとする。

(会議)

第 5 条 委員会は、以下の場合において、委員長が招集し、開催するものとする。ただし、緊急等やむを得ない事情により開催できない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

- (1) 企画提案内容の評価を行う場合
- (2) 導入候補者の選定を行う場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、企画提案内容の評価及び導入候補者の選定に關することで委員長が必要と認めた場合

- 2 委員会の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は非公開とする。

(報告)

第 6 条 委員会は、選定結果について資料を添えて市長に報告するものとする。

(事務処理)

第 7 条 委員会の事務は、学校教育課学校みらい係が処理するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が委員会に諮って別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 (2025) 年 1 月 2 0 日から施行する。  
(廃止)
- 2 この要綱は、導入業者決定の日をもって廃止する。